

公開し、その利用を促している。さらに、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口には、その機関・団体で実施している支援以外の問合せが寄せられた場合には、その窓口から、法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）や全国の地方事務所を紹介してもらい、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っている。

また、弁護士会との連携・協力の下、国選被害者参加弁護士制度等の説明会や、意見交換会、犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会を実施している。

#### (11) 学校における相談対応能力の向上等 **【施策番号202】**

P87 **【施策番号167】** 参照

#### (12) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

##### **【施策番号203】**

厚生労働省においては、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行い、これら職員の資質の向上を図っている。

#### (13) 民間の団体の研修に対する支援

##### **【施策番号204】**

警察・法務省・厚生労働省・国土交通省においては、研修に関する講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている（下記 **【施策番号206】**、P96 **【施策番号207】** 参照）。

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

#### (1) 民間の団体への支援の充実

##### **【施策番号205】**

ア 内閣府においては、民間の団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設に関し、犯罪被害者支援基金（仮称）創設の機運が醸成するよう、犯罪被害者支援団体が犯罪被害者週間に集中的に行う募金活動について、活動の日時や場所に関する情報を地方公共団体等に提供するなどの協力を行っている。

また、金融庁において設置した「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」に内閣府もメンバーとして参加し、預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業について、平成24年度からの事業開始に協力した。支援事業では、犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与及び犯罪被害者等支援団体に対する助成を実施している。

##### **【施策番号206】**

イ 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣等の支援に努

めているほか、活動支援、相談業務の委託、直接支援業務の委託、被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託及び性犯罪被害者の早期回復に資するための直接支援、相談活動等の業務委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政的援助の充実に努めている（民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費（国費）：26年度6百万円、27年度6百万円）、（民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：26年度44百万円、27年度44百万円）、（民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費（国庫補助金）：26年度115百万円、27年度116百万円）、（被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費（国庫補助金）：26年度45百万円、27年度45百万円）（民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：26年度50百万円、27年度50百万円）。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、民間団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

**【施策番号207】**

ウ 法務省においては、民間団体の活動に関する広報、研修に関する講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

国土交通省においても、民間団体の活動に関する広報、研修に関する講師派遣等の支援を行っている。

**(2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実**

**【施策番号208】**

内閣府においては、平成21年3月に作成した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、今後、必要に応じて、犯罪被害者支援団体等における活用状況についての調査を実施し、その内容の充実を図ることとしている。

**(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進**

**【施策番号209】**

内閣府においては、地方公共団体に対し、地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請している。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/madoguchi/madoguchi.html>) (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/bukyoku/bukyoku.html>) に掲載している。

## コラム14

## 犯罪被害者等支援体制整備促進事業

内閣府では、都道府県・政令指定都市と共催で、犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、地方公共団体の職員向けの研修会やモデル事業を実施しています。平成26年度は、北海道、秋田県、愛知県、和歌山県、沖縄県及び新潟市において開催しました。

## 【北海道】

北海道では、犯罪被害者等の総合相談窓口である「北海道被害者相談室」を設置するなど、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりの推進に努めているところです。

平成26年は、子供が犯罪被害に遭う事件が相次ぎましたが、北海道でも女兒監禁致傷事件が発生しました。このような事件の後には、被害に遭った子供はもとより、両親、兄弟姉妹、そして同じ学校の児童、生徒も精神的に大きな傷を負います。

こうした被害児童等に対する、教職員やスクールカウンセラー、警察、民間支援機関等の連携による早期の適切な支援体制整備に資することを目的として、「犯罪被害と子どもの心理的支援」をテーマに「犯罪被害者等支援連携研修会」を開催しました。

研修会では、災害や事件後の子供の心理的支援に長年携わっている富永良喜先生（兵庫教育大学大学院教授）の基調講演の後、北海道において支援に携わっている関係者によるパネルディスカッションを行い、会場参加者からの意見・質疑も踏まえ、更なる連携体制の整備に向けて、理解を深めることができました。



パネルディスカッション

## 【秋田県】

秋田県では、毎年、市町村等総合的対応窓口担当者研修会を開催し、犯罪被害者等の支援に携わる人材の養成に取り組んでいます。平成26年度は、犯罪被害者等施策における地方公共団体の役割について理解を深めるとともに、市町村、県、警察、犯罪被害者等早期援助団体の連携を更に強化するため、犯罪被害者等施策研修会を開催しました。

研修では、内閣府からの施策説明や犯罪被害者による講演、大学研究者による講義（テーマ：犯罪被害者等施策における地方公共団体の役割）やグループ討議による事例検討を行いました。

出席者からは、「信頼関係の構築が必要である。」、「行政機関からの二次的被害について考えさせられた。」、「各機関とのグループ討議により、具体的で有効な連携の強化が図られた。」等の感想がありました。



研修会



グループ討議

**【愛知県】**

愛知県では、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするため、関係機関・団体における支援体制の整備・充実を図るとともに、実際に犯罪被害者等支援に携わる県、市町村及び関係機関の担当者の資質の向上を図ることを目的に、研修会を開催しました。

研修会では、横浜市の支援体制の紹介、犯罪被害者等による講演、地方自治体、警察、民間支援団体の役割と連携をテーマとしたパネルディスカッションを実施しました。また、会場内において、犯罪被害者等支援の必要性を訴えるパネル展示を併せて実施しました。

愛知県では、今回の研修等を踏まえて、平成27年度には県内全ての市町村において総合的対応窓口が設置される見込みとなり、今後も、関係機関と連携して被害者支援施策の一層の充実に取り組んでいきます。



講演会



パネル展示

**【和歌山県】**

和歌山県では、「犯罪被害者等支援における社会福祉分野等の役割」について、学生や地域住民と一緒に考える「犯罪被害者支援出前講座」と「犯罪被害者支援フォーラム」をそれぞれ開催しました。

犯罪被害者の方々は、様々な支援を必要としています。それらの支援を効果的につなぎ、被害者の方に寄り添っていく上で、社会福祉士等、福祉の専門家が果たす役割は大変重要です。このことを踏まえ、社会福祉士等を目指している学生の皆さんに犯罪被害者支援について、理解を深めていただくとともに、学生の方々にとって被害者支援が将来の職業選択の一つになるようにと考え、「犯罪被害者支援出前講座」を開講しました。また、これと関連して、地域住民に犯罪被害者支援の取組の現状や課題、被害者に「寄り添うこと」、支援を「つなげること」の大切さを実感していただく機会を提供するため、犯罪被害者週間に先立ち「犯罪被害者支援フォーラム」を開催しました。

これらの学びを通じて、被害者の方のための途切れのない支援に対する気運が醸成され、被害者支援の社会的環境の整備につながるきっかけになればと考えています。



出前講座



フォーラム

## 【沖縄県】

沖縄県では、毎年、市町村の総合的対応窓口担当者等を対象に、犯罪被害者等相談業務に必要な基礎知識の習得等を目的とした研修を行っています。

平成26年度は、他機関連携による支援スキルの向上を図るための研修会を開催しました。研修では、性被害問題に長年積極的に携わっている精神科医・竹下小夜子氏を講師及びコーディネーターとしてお招きし、二次被害を防ぐ面接方法等の講習に続いて、



ロールプレイ

DV・児童性虐待の複合事例を基にロールプレイを行いました。ロールプレイでは、窓口相談に来た被害者を、支援の担い手である女性相談所、警察、弁護士といった関係機関へつなぎ、助言を受けるといった犯罪被害者支援の実務を学びました。出席者からは、「被害者支援には多くの機関が関わっていることを知ることができた。」「専門機関の方々と顔の見える関係ができた。」等の感想が寄せられ、県、市町村、関係機関間の理解と連携が深まりました。

## 【新潟市】

新潟市では、これまで公益社団法人にいがた被害者支援センターや新潟県警察、新潟県と連携し、被害者支援に関する自助グループの開催や広報活動等を行ってきました。

今回は、戸籍・住民基本台帳、福祉、税など直接市民と接する窓口部署における犯罪被害者支援の必要性に着目し、「犯罪被害者等施策研修会」を開催しました。

犯罪被害者等支援に係る法整備や国の施策の現状、また、被害者に寄り添うことの大切さを意識し、各種支援制度や相談窓口をまとめた手引を交付している新潟県警察の実例を学ぶとともに、同センターの中曽根理事・支援局長からは、御自身の体験に基づく被害者遺族の心の痛みや、求められている支援をお聞きすることで、犯罪被害者に配慮した窓口対応の在り方等を学びました。



犯罪被害者の方々の写真で作った「ひまわり」



研修会

これら犯罪被害者等支援体制整備促進事業の詳細は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページで公開しています (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/model/model.html>)。

## (4) 民間の団体等に関する広報等

## 【施策番号210】

内閣府においては、「犯罪被害者週間」広報啓発事業（P103コラム15「犯罪被害者週間の実施」参照）等における民間被害者支援団体関係者による講演及びパネルディスカッションでの発言、民間被害者支援団体の活動

等に関するポスターの展示、政府広報 (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8958.html>) 等を通じ、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報を実施している。

警察庁においては、シンポジウム・フォー

ラム等の開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている（犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進に要する経費（国費）：26年度2百万円、27年度2百万円）。

#### (5) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

##### 【施策番号211】

内閣府においては、引き続き、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行及び周知に取り組んでいる。平成24年4月の改正法の施行によって、認証・認定事務が地方自治体に一元化され、犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の認証申請や税制上の措置を受けられる認定申請を地方自治体で受け付けることとなった。

また、内閣府においては、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できる「NPO法人ポータルサイト」の管理・運営を行うなど、市民活動に関する情報提供を行っている（内閣府NPOホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/>）。

#### (6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

##### 【施策番号212】

警察においては、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（平成27年3月現在全国48団体）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体<sup>※5</sup>として指定された民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供し、連携を強化して、犯罪被害者支援に当たっている。

#### (7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

##### 【施策番号213】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」（平成27年4月1日現在、46団体）を指定しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言など適切な指導を行っている。

※5 犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人である（P3コラム1「犯罪被害者等早期援助団体」参照）。